公示第５０号

保税蔵置場許可の承継の公告

関税法第４８条の２の規定により下記のとおり保税蔵置場許可の承継を承認したので、同条の規定により公告する。

令和８年２月１９日

名古屋税関長　　奈良井　功

記

１　承継後の法人の住所及び名称
　東京都千代田区有楽町一丁目１３番２号
　株式会社M

２　承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地
　日本コンセプト株式会社中部支店　保税蔵置場
　三重県四日市市高浜新町１１９４番２

３　承継前に許可を受けていた者の住所及び名称
　東京都千代田区大手町一丁目９番７号
　日本コンセプト株式会社

４　承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
　日本コンセプト株式会社中部支店　保税蔵置場
　三重県四日市市高浜新町１１９４番２

５　承継された許可期間
　自　令和　８年　３月　１日
　至　令和１３年　９月３０日